

インターポールの沿革

1 国際刑事警察会議：1914年（大正3年）

インターポールの歴史は、1914年に始まる。同年、モナコにおいて第1回国際刑事警察会議（International Criminal Police Congress）が開かれ、14か国の警察官らが参加した。同会議では、世界の刑事警察の連携、犯罪情報と科学捜査技術の交流を図るための国際組織の創設等が討議された。

2 国際刑事警察委員会：1923年（大正12年）

1923年、ウィーンにおいて第2回国際刑事警察会議が開かれ、20か国^(注)の警察の長が参加し、国際刑事警察委員会（ICPC-International Criminal Police Commission）の創設が決められた。ICPCは、本部をウィーンに置き、1938年（昭和13年）には、会員国が34か国となったが、第2次世界大戦中は活動が事実上中断された。

(注) オーストリア、ベルギー、エジプト、フィウメ（現在のクロアチアの一部）、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、イタリア、オランダ、ポーランド、ルーマニア、スウェーデン、スイス、米国、ユーゴスラビア、チェコスロバキア、デンマーク、ラトビア、トルコ

3 国際刑事警察委員会の活動再開：1946年（昭和21年）

1946年、ブリュッセルにおいて第15回ICPC総会が開催され、本部をウィーンからパリに移してICPCの活動を再開することが決められた。また、新しく規約も取り決められ、ICPCを各国の代表である正会員と総会が選出する特別会員により構成すること、参加国に国家中央事務局を常設し、国際犯罪者に関する情報の提供、偽造犯罪に関する情報の収集・提供等の任務を行うことが定められた。



4 国際刑事警察機構：1956年（昭和31年）

1956年、ウィーンにおいて開かれた第25回ICPC総会は、ICPCを発展的に解消することとし、国際刑事警察機構（インターポール）設立の憲章を採択し、57か国・地域の警察機関を構成員として発足した。

以来、今日までインターポールは発展を続けており、2020年（令和2年）3月末現在の加盟国数は、194の国・地域となっている。

5 他の国際機関等との関係

インターポールは、犯罪対策及び公共の安全の維持のため、国際連合を始めとする他の国際機関との協力を促進している。

(1) 国際連合との関係

1971年（昭和46年）5月の第1769回経済社会理事会本会議において、経済社会理事会とインターポールとの間の特別協定が承認され、これにより、経済社会理事会及びその下部機構が招集する会議や、インターポールが主催する会議への相互のオブザーバー派遣等が行われるようになった。

また、1996年（平成8年）10月の第51回国連総会において、我が国やスウェーデン等の共同提案により、インターポールの国連総会でのオブザーバー資格が認められることとなった。さらに、1997年（平成9年）7月には、アナン国連事務総長（当時）と兼元インターポール総裁（当時）がニューヨークの国連本部において、国際犯罪に関してインターポールと国連が相互に協力することを定めた協定に署名し、国際的な連携を強化することで合意した。

このほか、国連の下部機構である国連犯罪防止刑事司法委員会、国連薬物犯罪事務所（UNODC）、国際民間航空機関（ICAO）、国際電気通信連合（ITU）、国連教育科学文化機関（UNESCO）、世界保健機関（WHO）等とも協力を行っており、協力協定の締結、専門性の高い分野での各種会合への相互参加等を行っている。また、2004年（平成16年）11月から国連へインターポールの特別代表を派遣し、事務所を開設している。

(2) その他の国際機関等との関係

インターポールは、世界税関機構（WCO）や欧州評議会（EC）等の国際機関、ユーロポールに代表される地域的な警察協力の枠組み等の犯罪防止に関係する情報交換等の協力関係を確立しており、2009年（平成21年）から欧州連合、2016年（平成28年）からアフリカ連合へそれぞれインターポールの特別代表を派遣し、事務所を開設している。

(3) フランスにおける本部協定

1982年（昭和57年）12月、インターポールとフ

ランス政府との間の新本部協定を承認する法律がフランス議会を通過した。

新本部協定は、①インターポール本部の不可侵、②機構の訴訟手続の免除、③機構の内部規則の制定権、④機構の文書の不可侵、⑤事務総長に対する外交特権と免除、⑥機構の職員の任務遂行中の行為に関する訴訟手続の免除等を定めており、これによりインターポールは、フランス国内において政府機関並みの特権及び免除を享受している。

なお、事務総局の地域事務局が置かれているアルゼンチン、エルサルバドル、カメルーン、コートジボワール、ジンバブエ、ケニア及び連絡事務所のあるタイ並びに IGCI の所在地であるシンガポールからもほぼ同様の特権及び免除が付与されている。